

業務説明書補足資料 1

1 設計業務における配置予定技術者について

業務説明書 7 参加資格要件に記載のある配置予定技術者（以下「技術者」とする。）は複数の候補者を提出できることとする。なお、複数の候補者を提出する場合は、全ての候補者に関する様式第 3 号（配置予定技術者調書）及び資格を証する書面の写しを提出すること。